避難確保計画

【施設名：　　　　　　　　　　　】

　令和　　年　　月　　日　作成

**１　計画の目的**

　　この計画は、水防法第１５の３及び土砂防止法第８条の２に基づくものであり、洪水

　時や土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合等（以下、洪水時等）

本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

　　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項

及び土砂災害防止法第８条の２第２項に基づき、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する下表の全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人　　　　数 | | | |
| 平　日 | | 休　日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間  　　　名 | 昼間  　　　名 | 名 | 名 |
| 夜間  　　　名 | 夜間  　　　　　　名 |
| （備考） | | | |

**４　防災体制**

**（１）洪水時の防災体制**

・本施設において浸水が想定される河川

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **該当する河川** | **河川名（観測所）** | **氾濫注意水位** | **避難判断水位** | **氾濫危険水位** |
| □ | 大和川（柏原） | ３．２０ｍ | ４．５０ｍ | ５．１０ｍ |
| □ | 石川（玉手橋） | ３．９０ｍ | ４．６０ｍ | ４．８０ｍ |

・洪水時の防災体制の確立の判断時期、活動内容及び対応要員は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **体制確立の判断時期** | **活動内容** | **対応要員** |
| **注意体制** | 以下のいずれかに該当する場合  大雨・洪水注意報発表  対象河川に氾濫注意情報発表  ・大和川（柏原観測所）  ・石川（玉手橋） | 気象情報等の情報収集  洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| **警戒体制** | 以下のいずれかに該当する場合  高齢者等避難の発令  大雨警報（浸水害）・洪水警報発表  対象河川に氾濫警戒情報発表  ・大和川（柏原観測所）  ・石川（玉手橋） | 気象情報等の情報収集  洪水予報等の情報収集  避難情報の収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 保護者への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| **非常体制** | 以下のいずれかに該当する場合  避難指示の発令  対象河川に氾濫危険情報発表  ・大和川（柏原観測所）  ・石川（玉手橋） | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

**（２）土砂災害における防災体制**

　・土砂災害時の防災体制の確立の判断時期、活動内容及び対応要員は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **体制確立の判断時期** | **活動内容** | **対応要員** |
| **注意体制** | 以下のいずれかに該当する場合  大雨注意報発表  台風の接近等、大雨が予想される場合 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| **警戒体制** | 以下のいずれかに該当する場合  土砂災害に対する高齢者等避難の  発令  大雨警報（土砂災害）発表 | 気象情報等の情報収集  避難情報の収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 保護者への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| **非常体制** | 以下のいずれかに該当する場合  土砂災害に対する避難指示の発令  土砂災害警戒情報発表 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

**５　情報収集及び伝達**

**（１）情報収集**

　・収集する情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **気象情報** | □テレビ　□ラジオ　□防災情報メール（おおさか防災ネット）  □インターネット（気象庁ＨＰ、おおさか防災ネット） |
| **洪水予報等**  **水位到達情報** | □テレビ　□ラジオ　□防災情報メール（おおさか防災ネット）  □インターネット（川の防災情報、大阪府河川防災情報） |
| **土砂災害に関する情報** | □インターネット（気象庁ＨＰ、おおさか防災ネット） |
| **避難情報** | □防災情報メール（おおさか防災ネット）　□緊急速報メール  □防災行政無線　□インターネット（柏原市ＨＰ）  □テレビ　□ラジオ |

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報収集するものとし、これに備えて、

　乾電池、バッテリー等を用意する。

**（２）情報伝達**

　・「施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報や洪水予報等の情報を施設内関係者間

　　において共有する。

**６　避難誘導**

**（１）避難場所**

・避難場所は、下表のとおりとする。また、周辺の状況や利用者の健康状態等により避難場所

　へ避難することが困難な場合には、本施設○階の○○○○（建物内のより安全な場所）へ

避難し、屋内での安全確保を図ることとする。

**（２）避難経路**

・避難場所までの避難経路は「屋外避難経路図」のとおりとする。

**（３）避難誘導**

・避難場所までの避難は原則徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両等を使用し

　て避難することとする

・施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **名　　称** | **移動距離** | **移動手段** |
| **避難場所** |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両（　　）台 |

**【施設周辺の避難経路図】**

**屋外への避難場所は、以下の場所とし、施設と避難所までの避難経路を地図上に示す。**

避難経路図

**７　避難の確保を図るための資機材の整備**

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材や屋内避難の際の物資として使用する資機材は下記のとおりとする。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **備　蓄　品** | |
| **情報収集**  **・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット端末　□ＦＡＸ  □携帯電話　□懐中電灯　□電池　□携帯電話用バッテリー  □ |
| **避難誘導** | □名簿（従業員・施設利用者）　□案内旗　□携帯電話  □懐中電灯　□拡声器　□電池式照明器具　□電池  □携帯電話用バッテリー　□ライフジャケット  □ |
| **備蓄物資** | □飲料水　□食料　□寝具　□防寒具　□おむつ　□おしりふき  □常備薬　□ほ乳瓶　□粉ミルク  □ |
| **その他** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル  □ |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢  □止水板  □その他（　　　　　　　　　　　） |

**８　防災教育及び訓練の実施**

**（１）防災教育**

①施設や避難経路沿いの洪水や土砂災害のリスクについて、ハザードマップ等を利用して

　　　周知する

　 ②防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の周知・教育を行う

　 ③気象情報及び避難に関する情報の種類の周知及び避難の判断基準を教育する。

　 ④気象情報及び避難情報をどのように収集し、伝達するか教育を行う。

**（２）防災訓練の実施**

　 ①毎年　　月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　 ②毎年　　月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。